

令和7年10月15日

津島市長 日 比 一 昭 様

津島市特別職報酬等審議会

会長 伊藤 彰 若

津島市特別職の職員で常勤のものの給料及び議員報酬を改定することについて（答申）

本審議会に諮問されたこのことについて、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

記

1 審議の経過

令和7年10月15日に審議会を開催し、審議を行った。

本年度は、県内での常勤特別職の給料額及び議員報酬額の位置づけ、県内各市の改定状況、人事院勧告の内容等について、資料に基づき慎重に審議した結果、委員全員一致をもって次のとおり決定した。

2 答申の額

（1）市長、副市長及び教育長の給料について

市 長 月額 919,000円（据え置き）

副市長 月額 773,000円（据え置き）

教育長 月額 691,000円（据え置き）

（2）議長、副議長及び議員の報酬について

議 長 月額 489,000円（据え置き）

副議長 月額 448,000円（据え置き）

議 員 月額 424,000円（据え置き）

3 説 明

本年度の答申については、県内他市の状況、市民病院の経営状況、令和7年の人事院勧告等を総合的に判断して結論に至った。

市長、副市長及び教育長の給料水準については、常勤の特別職として、社会経済状況や多様化・複雑化する住民ニーズに応えるため、非常に重要な役割を担うものであり、その職務や職責に対応するものである。

しかしながら、当市の給料月額や報酬月額は、当市の改訂履歴や県内他市の改定状況、市の財政調整基金の状況、今後の市政の運営方針等も鑑みると、市長、副市長及び教育長の給料月額並びに議長、副議長及び議員の報酬月額について、据え置くことが適当と判断した。

4 附帯意見

期末手当の支給月数については、人事院勧告では3.45月分から3.50月分への引き上げであったが、給料月額及び報酬月額と同様に据え置くことが適当であると考える。